

2. 令和3年度 佐賀県DV総合対策センター事業「公2」実績

1. 関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催【佐賀県からの受託事業】

(ア) 佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員
- 期 日：①令和3年5月21日②令和4年1月19日
- 出席者：延35名
- 内 容：会議
- 開催場所：①アバンセ②オンライン開催

(イ) 性暴力被害者支援事業調整会

性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成
- 期 日：令和3年7月20日
- 出席者：21名
- 内 容：会議
- 開催場所：アバンセ

②DV被害者支援市町連携会議の開催【佐賀県からの受託事業】

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催した。

- 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等
- 期 日：①令和3年4月22日②令和3年7月7日③令和3年7月8日
④令和3年7月15日⑤令和3年7月21日
- 出席者：延98名
- 内 容：会議
- 開催場所：①アバンセ②伊万里総合庁舎③アバンセ④鳥栖市民文化会館
⑤武雄市文化会館

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援【佐賀県からの受託事業】

地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行った。

- 支援団体：県内DV被害者支援民間団体等
- 期 日：①6月2日～6月26日②11月4日～11月10日③11月11日～11月29日
④11月25日
- 支援内容：①～③合同展示④街頭活動協力、随時ホームページ紹介
- 開催場所：①アバンセ②県庁③アバンセ④佐賀駅

④男女共同参画センター等会議等参加【佐賀県からの受託事業】

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図った。

2. 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修【佐賀県からの受託事業】

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施した。

- 対 象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 期 日：①令和3年5月20日②令和3年5月28日③令和3年7月30日
④令和3年9月9日⑤令和3年12月8日
- 参加者：延103名
- 内 容：講話、グループワーク
- 開催場所：①～③、⑤アバンセ、④講師オンライン登壇

②市町DV出張研修【佐賀県からの受託事業】

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施した。

- 対 象：市町職員
- 期 日：令和3年7月9日～令和3年8月19日
- 参加者：149名
- 実施回数：5回
- 内 容：講話
- 開催場所：小城市、佐賀市、武雄市、唐津市、伊万里市

3. 啓発事業

①DV予防教育事業【佐賀県からの受託事業】

(ア) 高校生・大学生向けDV予防教育事業

県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）や将来のDVを未然に防止するための講演を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布した。

- 対 象：県内高等学校及び大学等の生徒・学生
- 期 間：令和3年5月18日～令和4年2月3日
- 実施校：12校（内、3年以上連続して実施していない学校7校）

- 参加者：2,652名
- 内容：講話

(イ) 中学生向けDV予防教育事業

県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施した。

また、予防教育を行うに当たっては、原則として、事前に教職員研修及び保護者会を開催し、事業内容や目的について理解を得るよう努めた。

なお、事前に県内中学校に広く呼びかけた。

- 対象：県内中学校の生徒及び保護者、教職員
- 期間：令和3年6月2日～令和4年2月9日
- 実施校：21校（内、2年以上実施していない学校4校）
- 参加者：3,055名
- 内容：講話

(ウ) 小学生向けDV予防教育事業

県内小学校高学年の児童を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施した。

なお、事前に県内小学校に広く呼びかけた。

- 対象：県内小学校高学年の児童
- 期間：令和3年5月18日～令和4年2月25日
- 実施校：21校
- 参加者：1,368名
- 内容：講話

②教職員及び保護者向けDV等暴力に関する啓発事業【佐賀県からの受託事業】

県内小、中、高校等の教職員及び保護者を対象に、DV等暴力予防教育の必要性及びDVや性暴力等に関すること、また、児童虐待である面前DVが子どもに及ぼす影響等についての認識を深めてもらうため、出張し、講話を実施した。

- 対象：県内各小、中、高校等の教職員及び保護者
- 期 日：令和3年7月27日～令和3年12月27日
- 実施回数：5回
- 参加者：237名
- 内 容：講話

③DV防止のための講演等事業【佐賀県からの受託事業】

(ア) 女性に対する暴力防止講演会

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催した。

- 対象：県民（100名程度）
- 期 日：①令和3年11月17日②令和3年12月3日～令和3年12月17日

- 参加者：①82名②120名
- 内容：講演
- 開催場所：①アバンセホール②YouTubeによる録画配信
- 主催：佐賀県
- 主管：佐賀県DV総合対策センター
- 後援：佐賀県警察本部、佐賀県教育委員会、佐賀県PTA連合会、佐賀県医師会、佐賀県弁護士会、一般社団法人佐賀県公認心理師協会、公益社団法人佐賀県看護協会、佐賀県人権擁護委員連合会、認定NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS、国際ソロプチミスト佐賀有明、国際ソロプチミスト佐賀、佐賀県民生委員児童委員協議会、国立大学法人佐賀大学、西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学（順不同）

(イ) DV防止啓発展示

DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、啓発パネル等を展示した。

- 対象：県民
- 期間：令和3年11月1日～11月30日
- 場所：アバンセ、佐賀メディカルセンタービル、
県内各大学・短期大学・専門学校
- 内容：横断幕掲出、パープルライトアップ、啓発展示等

④女性のための護身術講習【財団自主事業】

県内の16歳以上の女性を対象として、自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させるための講習会を開催した。

- 対象：県内の16歳以上の女性
- 期日：令和4年3月5日
- 会場：アバンセ
- 参加者：23名
- 内容：講習

4. 調査・研究事業

①DV予防教育事業等でのアンケートの実施【佐賀県からの受託事業】

DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てた。

- 対象：DV予防教育等を実施した学校
- 回答者数：高校・大学・専門学校等2,103名、中学校1,594名、小学校1,157名、
教職員42名
- 実施内容：アンケート調査

②佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画（2019年度～2023年度））に伴う

支援強化事業【佐賀県からの受託事業】

第4次計画に基づき、以下の新たな支援方法の実施に向けて取り組んだ。

(ア) SNS等新たな相談手法の開発

相談手法をLINEとし、期間限定で当センター女性総合相談員により試行として相談を実施する。(検討案)

(イ) 面会交流支援の仕組みづくり

相談者の面会交流前後の心のケアを図るための仕組みについて検討した。

(ウ) DV加害者更生プログラムの調査

長崎県、熊本県のプログラム施行実施状況を比較検討した。

(エ) DV被害者の心への修復的アプローチ

心理師による支援方法等について検討した。

(オ) 特別支援学校向けプログラムの作成

特別支援学校向けDV等暴力予防教育プログラムを作成し、3回実施した。

5. 相談事業

①女性総合相談【佐賀県からの受託事業】

(ア) 女性のための総合相談

女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じた。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行った。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努めた。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

○ 対象：様々な悩みを抱えた女性

○ 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時30分

○ 相談等件数：延6,795件

○ 内容：電話及び面談による相談、同行支援、証明書発行等

(イ) 女性のための法律相談

DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援した。

○ 対象：様々な悩みを抱えた女性

○ 開設日時：月2回（毎月第1土曜日、第3木曜日）13時～16時

○ 相談件数：62件

○ 内容：面談による相談

(ウ) 女性のためのこころの相談

様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士又は公認心理師が面談に応じ、相談者の心のケアを図った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：月2回（毎月第1木曜日、第3土曜日）14時～16時
- 相談件数：35件
- 内 容：面談による相談

(エ) 女性のための市町巡回相談

i) 定期派遣

全市町での相談体制を確保し、DV被害者の早期発見・早期支援のため、相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 派 遣 先：相談窓口未設置の7市町
- 日 時：各市町、月1回。10時～16時
- 相談件数：延30件
- 内 容：面談による相談

ii) 随時派遣

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、緊急に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 派 遣 先：鳥栖市、唐津市、鹿島市
- 期 日：令和3年4月23日～令和3年12月14日
- 相談件数：延9件
- 内 容：面談による相談

②男性総合相談【佐賀県からの受託事業】

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士又は公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎週水曜日） 19時～21時
面談（毎月第4土曜日）※14時～16時
※ 面談の予約が無い場合は、電話による相談に応じた。
- 相談件数：電話 延95件
面談 延9件
- 内 容：電話及び面談による相談

③LGBTsに関する相談【佐賀県からの受託事業】

LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：LGBTsに関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月2回（毎月第2土曜日、第4木曜日） 14時～16時
- 相談件数：延32件
- 内 容：電話による相談

④性暴力被害者支援事業【佐賀県からの受託事業】

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援した。

また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図った。

(ア) 性暴力救援センター・さが（さがmirai）の運営

性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、医療的、精神的、経済的支援等についてのコーディネートを実施した。

- 対 象：県内在住の性暴力被害者（以下、「被害者」という。）
- 設置日時：平日9時～17時はスタッフを配置し、電話または来所相談に対応した。
それ以外の時間は、電話対応を行った。

○ 支援内容

i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが」及び「アバンセ女性総合相談」の2つの窓口で、被害者からの相談を受け付けた。

- 相談件数：性暴力救援センター・さが（延275件）女性総合相談（延32件）

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を支援した。

ただし、警察へ被害申告したことにより、県警が実施する医療費の公費負担制度の対象となった被害者は対象外とした。

- 支援件数：延13件

iii) 精神的支援

臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図った。原則として、被害者1人あたり毎月2回程度のカウンセリングを行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、臨床心理士の費用を支援した。なお、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても、臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施した。

- カウンセリング件数：延2件

(イ) 性暴力被害者支援員研修

相談対応スキル等を向上させるため、専門家を招いた研修会を開催した。

- 対 象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等
- 配信期間：令和3年12月17日～令和4年1月14日（YouTubeによる録画配信）
- 参加者：73名
- 視聴回数：254回

(ウ) 広報啓発

当該事業の周知のためのパンフレット等を県内各所へ配布することにより、事業の周知及び性暴力被害者支援に関する啓発を図った。

- 内容：QRコード入りのシールを佐賀県歯科医師会の協力を得て450枚配付
さが防災ハンドブック2022への相談窓口掲載
予防教育実施校に配布、高校・大学等予防教育の際、相談先紹介等

6. 基金事業

①DV被害者への支援【財団自主事業】

DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のために、一時的な支援（食事の提供）や医療支援及びステップハウスの確保を行った。

- 対 象：県内在住のDV被害者等
- 実 績：対象者なし

②女性健康応援支援事業【財団自主事業】

仕事に家庭に忙しい女性は、家族や周囲のことを優先して、自分の健康については後回しになりがちである。このため、自分自身の健康（心身）について振り返れる相談窓口（相談会）を開設した。このことで、財団が実施している女性総合相談に結び付ける事案は無かった。

- 対 象：県内在住の成人女性
- 期 日：①令和3年9月23日②令和3年10月10日③令和4年3月6日
- 会 場：アバンセ
- 件 数：34件